議題１　再任用制度について（弥富市提出）

資料１

市名	回答	
	（１）再任用職員の給与をどの号級に位置づけているか	（２）再任用職員を定員管理上の定数に含めているか。含めない場合はその根拠は何か。
豊　橋　市	課長補佐（豊橋市職員の給与に関する条例に規定する給料表６級）以下で退職の場合、再任用職員区分の２級に格付けし、主幹（同給料表７級）以上で退職の場合、再任用職員区分の３級に格付けしている。	現行では、再任用職員は短時間勤務のみの運用であるため、職員定数には含んでいない。
岡　崎　市	職務に応じて１級から３級までの間で位置づけている。	短時間勤務職員として雇用しているため、定員外職員としており、その定数は別に管理している。なお、例外的に雇用した常勤職員（１名）は、定員管理上の定数に含めている。
一　宮　市	再任用制度は運用しておらず、当市独自の再雇用制度で対応している。 ただし、常勤の再雇用給料額は、再任用１級の額を使用している。	再雇用職員は定数に含めていない。
瀬　戸　市	・行政職　　２級 ・労務職　　１級	・定員管理上の定数に含めていない。 　ただし、常勤（フルタイム勤務）である場合は定数に含める。 ・地方公務員法第２８条の５の規定で示された「短時間勤務の職」に該当すること、並びに定員管理調査の調査対象職員に該当しないことを根拠としている。
半　田　市	行政職１～８級、医療職（一）１～５級、医療職（二）１～６級、医療職（三）１～６級を設定している。 なお、H25.4.1現在の適用は、１級のみとなっている。	常勤再任用職員（地方公務員法第２８条の４）は含め、短時間再任用職員（地方公務員法第２８条の４）は含めないものとしている。 【根拠法令】半田市職員定数条例及び地方自治法等
春 日 井 市	行政職給料表の２級を基本に格付けている	含めていない。フルタイム勤務職員ではないため
豊　川　市	行政職給料表（一）の２級に格付けし、フルタイム再任用で月額２１３，４００円と規定しており、運用で週31時間の再任用短時間勤務職員として月額170，720円で雇用している。（フルタイム再任用の該当者はありません。）	地方自治法第172条第３項により、「職員の定数は、条例で定める。ただし臨時又は非常勤の職についてはこの限りでない。」となっており、フルタイム再任用は定数に含み、再任用短時間勤務職員は定数に含まれないと解される。 　本市の再任用職員は全員短時間勤務であるため、定数に含んでいない。
津　島　市	従前の職が管理職の場合、3級（統括主任） それ以外、2級（主査）	短時間勤務職員として再任用しているため定数に含まれない。
碧　南　市	行政職給料表（１）の場合、２級（職責により３級の場合もあり）	フルタイム（週３８．７５時間勤務）の者は定数に含み、それ以外の者は定数に含めない。 市定数条例の「一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）」を定員管理調査の要綱と同様に捉えている。

市名	回答	
	（１）再任用職員の給与をどの号級に位置づけているか	（２）再任用職員を定員管理上の定数に含めているか。含めない場合はその根拠は何か。
刈　谷　市	役職に応じて再任用職員給料表の２級～３級（技能労務職員は行（二）再任用職員給料表１級）に位置づけています。なお、給料月額は勤務時間（日数）に応じて、減額しています。	定員管理上の定数には含めていません。 現在、本市の再任用職員はすべて短時間勤務職員として採用しているが、定員管理の調査対象から、地方公務員法第２８条の５第１項に規定する再任用の短時間勤務職員は除外されるため。
豊　田　市	・消防職の一部 と技能労務職のみ再任用制度を運用。また、消防職は短時間勤務（週３日、７．７５Ｈ／日）のみで運用し、技能労務職はフルタイム勤務のみで運用。 ●消防職・・・再任用は消防司令のみ運用。給料表は国同様、再任用職員の行を適用し、級については現役の消防司令と同様に６級を適用。 ●技能労務職・・・再任用職員については級の適用は無く、職種で設定している。「（１）公務手及び調理員」と「（１）に掲げる職員以外の再任用職員」の２つのみ。	・フルタイム職員は定数に含めている。短時間職員については定数に含めていない。 ・考え方は、定員管理調査における考え方と同様としている。
安　城　市	行政職（一）は２級。ただし、市の直営施設の長及び相当する職務に再任用された場合は３級としている。 行政職（二）は１級。	含めていない。短時間勤務であるため。
西　尾　市	行政職給料表（一）再任用職員の３級の額を使用	短時間勤務職員は定数に含めていない。 フルタイム勤務職員のみを総定員法の定員規制の対象としている国の取扱いと同様、短時間勤務職員の再任用職員は定数には含めない。
蒲　郡　市	行政職は２級、技能業務職は１級に位置づけています。	短時間任用のため、定員管理上の定数に含めていません。
犬　山　市	事務職については、行政職給料表（一）の再任用職員欄の２級を使用 労務職については、同表（二）の１級を使用	定数に含めていません。 理由（根拠）：当市の再任用は、短時間勤務（月１０日勤務：週１９時間２２分３０秒・月１５日勤務：週２９時間３分４５秒）のため
常　滑　市	それぞれの給料表の最低の級（１級）に格付けしている。	定数に含めていない。 再任用短時間職員は条例定数外という扱いになっており、これに倣っているもの。現在のところ当市の再任用職員は短時間勤務者のみである。
江　南　市	行政職は行政職給料表の再任用職員の2級に、労務職は労務職給料表の再任用職員1級に位置づけている。ただし、ハーフタイムの短時間勤務（1日7時間45分を超えない範囲で2週間の間で38時間45分勤務）の任用をしているため、給料表の給料月額を2分の1している。	定員に含めていない。江南市職員定数条例第1条の規定により、本市の再任用職員は短時間勤務職員で常時勤務していないため、定数には含めていない。
小　牧　市	●行政職（一）の再任用：行政職給料表（一）再任用　２級 ●行政職（二）の再任用：行政職給料表（二）再任用　１級	含めていない。 （根拠）短時間勤務の再任用職員であるため

市名	回答	
	（１）再任用職員の給与をどの号級に位置づけているか	（２）再任用職員を定員管理上の定数に含めているか。含めない場合はその根拠は何か。
稲　沢　市	退職前の役職に応じて格付けを行っています。 課長以上：3級 主幹：2級 主査以下：1級	含めています。
新　城　市	行政職給料表（一）を適用する再任用職員：２級 行政職給料表（二）を適用する再任用職員：１級 医療職給料表（三）を適用する再任用職員：２級	常勤職員と勤務時間が同じ再任用職員のみ定員管理上の定数に含めている。
東　海　市	原則２級 ただし、部長職で退職した場合は３級に位置づけている。	現在は短時間勤務の再任用職員のみであり、定数外として取り扱っている。
大　府　市	行政職給料表（１）、行政職給料表（２）のそれぞれ再任用職員欄の１級を適用しています。	再任用職員はすべて地方公務員法第28条の5第1項に基づく短時間勤務で任用しているため、職員定数には含めておりません。
知　多　市	行政職（１）２級、行政職（２）１級、医療職（２）２級、医療職（３）１級	短時間の再任用職員は、職員定数に含めていない。 職員定数条例では、常勤の一般職について定数を定めているため。
知　立　市	すべて２級で格付けしている。	定数に含めていない。 週３１時間の短時間勤務職員であるため。
尾 張 旭 市	事務職については、行政職給料表⑴の２級で、労務職は行政職給料表⑵の１級に位置付けています。	短時間勤務の再任用職員のため、定員管理に含めていません。 定員管理調査及び給与実態調査において、短時間勤務の再任用職員は調査対象外となっています。
高　浜　市	２級に位置づけている。	定数条例に基づく定数内の職員です。
岩　倉　市	俸給表の「再任用職員の欄」に定められている再任用職員の俸給月額。基本的には１級に格付けるが業務の指導等を行う場合は２級に格付けている。	現在短時間勤務職員しかいないため、定数には含めていない。 ※一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第５条第２項
豊　明　市	行（一）再任用職員２級 行（二）再任用職員１級 （時間割合で割戻）	短時間勤務のため、含めていない。
日　進　市	国家公務員の給料表に準じる。２級とし、勤務時間を週31時間としているため月額は、 行（一）　170,720 行（二）　162.320　です。	定数に含めない。フルタイムの任用ではないため。
田　原　市	再任用職員は２級に格付けしています。	再任用職員は、短時間勤務職員としてのみ任用しており、定員管理上の定数には含まないと考えています。
愛　西　市	退職時の役職に応じて等級を定めている。 退職時に管理職（課長級以上）は、再任用職員３級、それ以外は２級とする。	再任用職員は定数に含めない。 再任用職員は、全て短時間勤務（週３１時間）としているため。
清　須　市	再任用職員を任用していません	再任用職員を任用していません

市名	回答	
	（１）再任用職員の給与をどの号級に位置づけているか	（２）再任用職員を定員管理上の定数に含めているか。含めない場合はその根拠は何か。
北名古屋市	現職8級→再任用４　級 現職7級→再任用３　級 現職6級→再任用３　級 現職5級→再任用２　級 現職4級→再任用２　級 現職3級→再任用２　級	含めていない 常勤でないため
弥　富　市		
みよし市	行政職の管理職職員（６級以上）で定年退職をした場合、行政職の再任用３級（主査級）とし、それ以外の行政職職員の定年退職の場合、行政職の再任用１級（主事級）としています。	現行では短時間勤務職員として再雇用しているため定員管理上の定数には含めていません。
あ　ま　市	任用実績がありませんので、現在検討中です。	「恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」は、定数内で、短時間勤務（1週間当たり15時間30分から31時間まで）の場合は定数外として扱う。
長久手市	行（一）については、再任用職員２級 行（二）については、再任用職員１級　に位置づけている。	再任用職員については、短時間に限定しているため定員管理上の定数には含めていない。 短時間は、条例でいう常時勤務する公務員にあたらないとものとして、定数管理上では対象外の職員と考えている。